

使用許諾契約書

1.本製品の内容と知的財産権

本製品は、鑑賞、情報伝達、イメージの高揚を目的とした文字デザイン(書体 デザイン)であり、これをデジタル数値とソフトウェアコンテンツにて表現した フォント(以下まとめてフォントといいます)にて構成されています。本製品を使用される方は、これらのフォントが著作物であることを認めた上でご使用ください。また、本知的財産権には本製品より得られる派生文字デザインイメージまたはそのデータ、派生フォントも含まれます。

2.お客様における使用権の範囲

お客様は本製品を 1 台のみのコンピュータにインストールし、当社が出力可能と定義した使用環境にて下記の使用権を有します。なお、この台数を越えて使用(複製作成)した場合は著作権法違反及び損害賠償の対象となります。

<第一次使用権の内容>

下記を第一次使用権とし使用権の対価は本製品の価格に含まれます。

- (1)本製品から得られる派生文字デザインイメージを印刷装置に印字すること、広告看板を作成すること、映像装置に表示することができます。
- (2)同じく WEB ページの文字表現用として使用することができます。
- (3)本製品から得られる派生フォントを PDF データに埋め込んで配布配信することができます。
- (4)前 3 項とも非営業用の個人用、自社用等の自己使用、またはお客様が特定できる第三者宛に限り受託業務用に限られます。
※ただし、ビデオ作品のタイトル以外(テロップ等)に関しては、不特定の(お客様が配布配信先を特定できない)第三者に配布配信することができます。

<第二次使用権について>

以下の場合、お客様は予め当社との個別の二次使用権契約の実施とその費用の支払いの後に実施する権利を有します。

- (5)本製品を元にして商品や社名等の営業を目的としたロゴを作成すること、商標権等の無体財産権を取得すること。
- (6)不特定の(お客様が配布配信先を特定できない)第三者に配布配信することを目的とした電子メディア(例:テレビ・ビデオ作品のタイトル、PDF フォントエンベッド、ムービー、ゲーム等)に使用すること。
- (7)サーバーにて本製品を使用すること。

(8)上記に記載がない事項。

<禁止事項>

お客様は下記の使用権を有しません。

(9)本製品の一部または全部を第三者に譲渡または貸与すること。

(10)本製品を元にして類似または同一の文字デザイン、フォントを作成すること。

3.保証・補償

(1)当社は本製品が第三者の知的所有権を侵害していないことを保証します。

(2)当社はおお客様がユーザ登録手続きを行った後に通常のもとで欠陥無く使用できることを保証します。従って万が一が本製品に瑕疵がある場合には、対象とする本製品の購入日を証明できるものを添付して送付されることにより無償にて交換します。ご購入後 60 日以上経過後の交換は有償となる場合があります。

(3)正規ユーザ登録されたお客様は適切なユーザサポート、アップグレードを受ける権利を有します。なおこれらのサービスは有償になる場合があります。

(4)当社は本製品のご使用により生じたいかなる損害、回復、再生、代用品の費用、第三者が被った同様の費用についても一切の責任または補償を負うことはできません。なお、係争の際の管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

(5)本知的財産がお客様により損なわれていると判断できる場合は、当社は上記の使用権を取り消すことができます。

4.契約の期間

契約期間は、お客様がユーザ登録手続きを完了した時から（ユーザ登録手続きをされない場合は本製品の使用権は発生しません）、お客様が本製品のご使用を停止された時まで、またはお客様が上記の範囲を超えて使用された時までとします。

または株式会社FREECSの責によらない事情により本製品の使用が不可能になった時までとします。

株式会社FREECS